

ページ	新	旧
56	<p style="text-align: center;">3-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策</p> <p>以下の事業について、教育・保育事業と同様に国の基本方針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、令和5（2023）年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果や児童人口の推計、利用実績などを踏まえ、量の見込み及び確保方策を設定します。</p> <p>【地域子ども・子育て支援事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域子育て支援拠点事業 ②利用者支援事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦一時預かり事業 ⑧病児保育事業（病児・病後児保育事業） ⑨延長保育事業（時間外保育事業） ⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ⑪ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） ⑫子育て世帯訪問支援事業 ⑬児童育成支援拠点事業 ⑭親子関係形成支援事業 ⑮妊婦等包括相談支援事業 ⑯産後ケア事業 ⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑱多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 <p>※このうち全国共通で量の見込みを算出することとされている①～⑱と、令和4年児童福祉法改正及び令和6年子ども・子育て支援法改正によりそれぞれ新たに創設された事業⑫～⑱について区分ごとに算出します。</p> <p style="text-align: center;">56</p>	<p style="text-align: center;">3-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策</p> <p>以下の事業について、教育・保育事業と同様に国の基本方針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、令和5（2023）年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果や児童人口の推計、利用実績などを踏まえ、量の見込み及び確保方策を設定します。</p> <p>【地域子ども・子育て支援事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域子育て支援拠点事業 ②利用者支援事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦一時預かり事業 ⑧病児保育事業（病児・病後児保育事業） ⑨延長保育事業（時間外保育事業） ⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ⑪ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） ⑫子育て世帯訪問支援事業 ⑬児童育成支援拠点事業 ⑭親子関係形成支援事業 ⑮妊婦等包括相談支援事業 ⑯乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度） ⑰産後ケア事業 ⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑲多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 <p>※このうち全国共通で量の見込みを算出することとされている①～⑱と、令和4年児童福祉法改正及び令和6年子ども・子育て支援法改正によりそれぞれ新たに創設された事業⑫～⑱⑲について区分ごとに算出します。</p> <p style="text-align: center;">56</p>

⑩産後ケア事業

○出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数)	75件	74件	74件	73件	73件
確保方策(延べ人数)	75件	74件	74件	73件	73件
確保方策(実施体制)	保健福祉センター、利用回数：一人あたり5回まで				

3-3 乳児等通園支援の量の見込み・確保方策

保護者の就労の有無や理由を問わず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が月10時間を上限に時間単位で実施施設を利用できる乳児等通園支援事業、通称『こども誰でも通園制度』について、令和8年度からの本格実施に伴い、国の基本方針や手引き等に基づき、量の見込み及び確保方策を設定します。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(必要定員数)	—	3人日	3人日	3人日	3人日
確保方策(必要定員数)	—	3人日	3人日	3人日	3人日
確保方策(実施体制)	子育て支援センター「ゆら」				

○地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、本事業と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
○幼稚園等における満3歳児クラスの活用を促進し、本事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

3-4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進方策

教育・保育の一体的な提供においては、子どもが健やかに育成されるよう、教育・保育機能の充実(ソフト的整備)と施設整備(ハード的整備)を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

⑪妊婦等包括相談支援事業

○妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数)	171件	162件	162件	156件	153件
確保方策(実施体制)	こども家庭センター、面談回数：一人あたり3回				

⑫乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

○保護者の就労の有無や理由を問わず、生後6か月から満2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。令和5年6月に「こども未来戦略方針」のなかで打ち出され、令和8年度から全ての自治体で実施することとなります。

		計 画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(必要定員数)	=	16人日	16人日	16人日	16人日
	確保方策(必要定員数)	=	16人日	16人日	16人日	16人日
1歳児	量の見込み(必要定員数)	=	16人日	16人日	16人日	16人日
	確保方策(必要定員数)	=	16人日	16人日	16人日	16人日
2歳児	量の見込み(必要定員数)	=	16人日	16人日	16人日	16人日
	確保方策(必要定員数)	=	16人日	16人日	16人日	16人日

⑬産後ケア事業

○出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数)	75件	74件	74件	73件	73件
確保方策(延べ人数)	75件	74件	74件	73件	73件
確保方策(実施体制)	保健福祉センター、利用回数：一人あたり5回まで				

3-5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供を行います。

3-6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関して北海道が行う子どもに関する施策との連携

児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児等の特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、北海道が行う施策との連携を図るとともに、関係する各機関と連携のもと本市の実情に応じた施策を展開します。

3-7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現に向けて、働き方の見直しを図るため、北海道や地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

3-3 乳児等通園支援の量の見込み・確保方策

保護者の就労の有無や理由を問わず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が月10時間を上限に時間単位で実施施設を利用できる乳児等通園支援事業、通称『こども誰でも通園制度』について、令和8年度からの本格実施に伴い、国の基本方針や手引き等に基づき、量の見込み及び確保方策を設定します。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要定員数）	—	3人日	3人日	3人日	3人日
確保方策（必要定員数）	—	3人日	3人日	3人日	3人日
確保方策（実施体制）	子育て支援センター「ゆら」				

○地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、本事業と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
○幼稚園等における満3歳児クラスの活用を促進し、本事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

3-3.4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進方策

教育・保育の一体的な提供においては、子どもが健やかに育成されるよう、教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

3-4.5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供を行います。

3-5.6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関して北海道が行う子どもに関する施策との連携

児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児等の特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、北海道が行う施策との連携を図るとともに、関係する各機関と連携のもと本市の実情に応じた施策を展開します。

3-67 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現に向けて、働き方の見直しを図るため、北海道や地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。